

令和4・5年度石川県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額、所得割率）は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和4・5年度の保険料率については、令和4年2月21日開催の石川県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり改定することが決定されました。

1. 保険料率

団塊世代の加入により、被保険者数や医療給付費の急激な増加が見込まれるため、保険料率を引き上げることとします。ただし、基金22億円を活用することで保険料率の上昇を極力抑制いたしました。

区 分	令和4・5年度 (A)	令和2・3年度 (B)	比 較 (A) - (B)
均等割額	48,500円	47,520円	+980円
所得割率	9.53%	9.33%	+0.20P

(参 考) 1人当たり平均保険料額

年 額	72,430円	70,817円	+1,613円
月 額	6,036円	5,901円	+135円

※1人当たり平均保険料額は、低所得者等に対する保険料の軽減措置後の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に賦課される保険料額の平均値とは異なります。

2. その他

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額が、現行の64万円から66万円に変更となります。